

## 令和8年度事業承継推進事業業務委託 仕様書

### 1 業務の名称

令和8年度事業承継推進事業業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

### 3 履行場所

本県指定場所

### 4 適用範囲

- (1) この仕様書は、本業務について適用する。
- (2) この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
- (3) 受託者は、契約書及び本仕様書に明示のない事項や疑義の生じた事項について、委託者との協議のうえ対応を決定するものとする。

### 5 本業務の目的

近年、経営者の高齢化や病気・死亡による倒産件数が増加する一方で、引退後の不安や事業承継に対するネガティブイメージが、世代交代の停滞を招き、本県経済に大きな負の影響を与えている。

そこで、次代の兵庫経済を担うリーダーの発掘・育成と、経営者等の意識改革を連動して進めることで、事業承継に対するネガティブなイメージを払しょくすることで、事業承継の活性化を図り、地域経済の持続的な発展につなげることを目的とする。

### 6 委託料等

- (1) 対象経費 事業承継推進事業業務
- (2) 委託料 5,100,700円以内（消費税及び地方消費税含む）
- (3) その他 再委託は原則禁止とするが、必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得た場合にのみ認めるものとする。

### 7 業務内容

受託者は、本業務において、兵庫県内の中小企業経営者及び後継者を対象とした、早期の事業承継着手の重要性・必要性についての意識醸成を図るための取り組みの運営主体として、十分な人員体制、運営体制を構築したうえで、以下(1)～(4)を基本に、委託者との協議の上、全体企画、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。(以下(1)～(4)について、委託者は受託者による代替案を随時受け付ける。)

なお、委託者と調整の上、本業務全体の計画書や工程表を作成し、事前に委託者の

承認を得ること。また、本業務に従事する者について、氏名及び主な実績等を提案書に記載すること。

#### (1) PR 動画の制作・納品

兵庫県内の中小企業経営者及び後継者の、事業承継に対する懸念の払しょくや、ポジティブイメージの醸成を目的とした動画の制作

ア 事業承継の形態別（親族内承継、従業員承継、第三者承継、M&A）に4本以上制作すること。

イ 事業承継を検討していない者が検討しないといけないと思えるような内容となるよう工夫すること。

ウ 成果物は広く一般に公開されることを前提とすること。

#### (2) 意識醸成セミナーの実施

兵庫県内の中小企業経営者及び後継者を対象とした、事業承継の早期着手の重要性・必要性を認識させることを目的としたセミナーの開催

ア 本事業の履行期間内に2回以上開催することとし、開催場所は地域バランスを考慮し、より多くの社が参加できるように工夫すること。

イ 各回の講義内容、参加対象者（経営者と後継者等）及び開催時期もより多くの社が参加できるように工夫すること。

ウ 各回終了後速やかに、参加者を対象にアンケートを実施し、調査結果を委託者と共有すること。

#### (3) 専門家の選定と派遣

(1) の視聴者や(2) の参加者等、事業承継を検討している兵庫県内の中小企業経営者及び後継者に対する、専門的な指導及び助言が可能な専門家の選定と派遣の実施

#### (4) 効果的な情報発信・広報活動の実施

本事業の成果最大化を図るため、経済団体・他金融機関等と連携した効果的な事業PRを行うとともに、SNS等を活用した情報発信・広報活動

ア 現時点で事業承継を検討していない兵庫県内の中小企業経営者及び後継者、及びその関係者等の興味関心を誘引できるように工夫すること。

### 8 留意事項

- (1) 受託者が所有している映像や借用映像、音楽素材の使用も可能であるが、著作権等の手続きは受託者において行うこと。
- (2) 必要な設備や機器、ソフトウェア等は受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務に従事するすべての者（以下「従事者」という。）に対して適切な教育を行うとともに、本業務終了後においても、本業務で知り得たすべての秘密を保持しなければならない。また、個人情報については、兵庫県個人情報の保護に関する条例（平成8年10月9日条例第24号）等を遵守し、適正に管理すること。
- (4) 本紙に定めのない事項であっても、業務の性質上当然に実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務の遂行にあたること。

- (5) トラブル等の発生に際しては、受託者の責務により迅速な対応により回復を図ること。
- (6) 適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- (7) 委託者との連絡窓口となる担当者を1名定めること。
- (8) 本仕様書に記載のないことや疑義が生じた場合は、事前に委託者と十分に協議すること。

## 9 実績報告

受託者は、契約期間満了までに実績報告書を提出すること。

## 10 業務実施上の注意事項

### (1) 実施計画の策定

受託者は、業務実施にあたり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を記した実施計画を県に提出すること。

### (2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、県と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

### (3) 成果物の利用

本業務において発生した成果物等（以下「成果物」という。）の所有権、著作権、利用権は県に帰属し、随時の利用、編集・改変を行うことができるものとする。このために、受託者は必要な措置を講じた上で成果物を作成することとする。

### (4) 契約不適合

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が見つかった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

### (5) データの安全管理

撮影及び編集データは、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。また、成果物は、ウイルス対策ソフトにより検査し安全性が確保された上で納品すること。成果物が納品時点でウイルス感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

### (6) 本事業参加者への投資

本業務実施中は、受託者及び受託者と人的又は資本関係のあるファンド等から参加者の企業等に投資しないこと。

### (7) 機密の保持

ア 県及び受託者はセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。

イ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩や滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。

ウ 万が一、個人情報の漏洩に伴い県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

エ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

#### **(8) 個人情報の保護**

受託者は、本業務に従事するすべての者（以下「従事者」という。）に対して適切な教育を行うとともに、本業務終了後においても、本業務で知り得たすべての秘密を保持しなければならない。また、個人情報については、兵庫県個人情報の保護に関する条例（平成8年10月9日条例第24号）等を遵守し、適正に管理すること。

#### **(9) 著作権等の取扱い**

ア 本業務の成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、県に帰属する。

イ 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で公表することができるものとする。

ウ 県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

#### **(10) 第三者の権利侵害の禁止**

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において対応し、県は責任を負わないものとする。

#### **(11) 再委託**

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。但し、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

#### **(12) その他**

ア 本業務に関して必要な経費は、契約金額に全て含むものとする。

イ 受託者は本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、その対応方法について県と協議し、決定すること。

ウ 感染症の大規模な流行等の不可抗力によって本業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、県及び受託者は協議の上、その実施方法等を変更できるものとする。